

2021年12月25日

内閣総理大臣 岸田文雄 殿

「子育て世帯等臨時特別給付」のDV等被害者への配慮に関する要望書

特定非営利活動法人 全国女性シェルターネット
共同代表 北仲千里・山崎菊乃

11月30日、私たちはDV等で避難している人と一緒にいる子どもがこの給付金を受け取れるようにしていただきたいと要望し、確かに申請できる手続きを設けていただきました。

しかし、現在、次の2つの理由により、少なくない当事者が受け取れない事態が起きています。

問題点1. 支給決定がすぐに行われたため、間に合わない

「既に配偶者に対して支給決定が行われている場合には、本給付金を受給することができない」という要領になっており、12月15日ごろから各自治体が児童手当受給者を受取人として「支給決定」をしてしまっているため、児童手当を受給している世帯主からDV等で離れている子どもはほとんど申請する時間がなく、また、避難先の自治体が申請を受理しても元の自治体で支給手続きが終わっていることを理由に受け取れない事態が発生しています。

問題点2. DV等で避難している人が受け取るには、配偶者と、避難している親と子が健康保険の世帯を別にしていることが要件になっている

多くの避難中の当事者は、住所を知られる危険を避けるために住民票を移していません。また、配偶者とは別に健康保険の資格を取得してそこに同伴している子どもを扶養家族として分けることができるのは、避難後、かなり時間が経ってからであり、すべての人が分けることをすぐには選べるものでもありません。この要件があるために、当事者が次々と窓口で「申請できません」と言われています。昨年の特別定額給付金の際は、このような理由から「健康保険の世帯が別である」という要件は設定されませんでした。しかし、今回は児童手当についての過去の事務連絡を流用しているため、この要件が設けられてしまっています。

これでは、実際にはDVで避難した親と一緒にいる子どもは本給付金を受け取ることができません。DVの支配構造から避難し安全を求めた結果がこのような形で不利益につながることは、子どもへの福祉を損なうものと考えます。どのような状況の子どもも確実に受け取れるような対策を取っていただきますよう、ここに要望いたします。

以上